

令和 6（2024）年 度

事 業 概 要

栃 木 県 県 南 家 畜 保 健 衛 生 所



はじめに

県南地域における家畜衛生の推進に関し、日頃からの御理解と御協力に深く感謝申し上げます。

近年、畜産業を取り巻く環境は、円安や国際情勢の不安定化により飼料、資材、肥料、燃料などの価格が高騰し、生産者の利益を大きく圧迫しています。また、気候変動による自然災害の発生や従事者の高齢化、担い手の減少など、畜産経営は厳しい状況にあります。このような中、令和6年2月に当所管内で初めて豚熱が栃木市の養豚農家で発生しました。関係機関や団体の皆様の多大なるご協力の下、14日間にわたる防疫措置とその後の手当金交付事務や水質検査が滞りなく終了できましたこと、深く感謝申し上げます。

今年度は、国内で豚熱が本県や岩手県（5月）、新潟県（8月）、愛媛県（11月）、群馬県（1月、2月）で散発的に発生しており、県内では野生イノシシの感染が八溝地域を中心に25例確認され、2月28日には佐野市で1例確認されました。これにより、県南地域での警戒を強めているところです。

また、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、令和6年10月から3月末現在で14道県51事例が発生し、約932万羽が殺処分されています。県内ではHPAIの発生はありませんが、近隣県の養鶏場で2事例発生し、管内1農場（小山市）に搬出制限が指示されました。これからの季節は「北帰行」となり、渡り鳥の行動が活発化するため、当所では注意喚起と石灰散布などの防疫対策や飼養衛生管理基準の遵守指導を強化し、最大限の警戒と緊張感をもって発生予防に取り組んで参ります。

国外に目を向けると、アフリカ豚熱は近隣の韓国で51例、中国をはじめとする東南アジア諸国で発生が続いており、口蹄疫も中国やドイツなどで発生しています。これらの疾病が国内に侵入するリスクは依然として高い状況が続いています。

このような状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、管内市町や関係団体の協力を得ながら対象農場を巡回し、「飼養衛生管理基準」のさらなる遵守、特に消毒の徹底、防護柵・防鳥ネットの設置、異常家畜の早期発見と早期通報をお願いしています。加えて、下都賀および安足農業振興事務所を中心に、万一の発生に備えた迅速かつ的確な初動防疫対応に軸を置いた防疫演習を定期的に行い、今年度はアフリカ豚熱発生時を想定した栃木県特定家畜伝染病防疫演習を11月に行い、対応力の強化に取り組んで参りました。

近年、消費者の関心が非常に高まっている安全・安心な畜産物の提供や他の農産物を生産する地域経済のためには、先に述べた畜産農家の積極的な飼養衛生管理基準の遵守はもとより、関係者一体となった取り組みが重要です。今後も、畜産農家の皆様、市町及び関係機関・団体の皆様と連携しながら、家畜防疫体制の強化に努めて参りますので、さらなる御支援と御協力をお願いします。

ここに令和6（2024）年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、参考にいただければ幸いです。

令和7年3月

栃木県県南家畜保健衛生所
所長 山口 修

目 次

I 県南家畜保健衛生所の概要

1	沿 革	1
2	所在地	1
3	施設概要	2
4	組織及び業務内容	3
5	管内の概要	4

II 令和6（2024）年度事業実施状況

1	家畜伝染病予防事業	4
（1）	令和6（2024）年度予防事業成績	4
（2）	牛寄生虫検査成績	5
（3）	放牧牛衛生検査成績	6
（4）	豚熱検査及び成績	6
（5）	慢性疾病検査成績	6
（6）	各種抗体検査成績	7
（7）	その他検査	7
（8）	病性鑑定	8
（9）	家畜自衛防疫指導事業	8
（10）	管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況	9
2	家畜衛生対策事業	10
3	動物薬事監視業務	12
（1）	製造販売業者	12
（2）	製造業者	12
（3）	店舗販売業者及び許可業務	12
（4）	医療機器販売業者及び許可・届出業務	12
（5）	薬事監視指導	13
4	その他の事業	13
（1）	診療施設立入調査・指導	13
（2）	家畜人工授精師等立入調査	13

III 令和6（2024）年度家畜保健衛生業績発表会抄録

1	管内めん羊及び山羊飼養者に対する飼養衛生管理の理解向上への取組	14
2	畜産農家における外国人従業員の業務実態調査と衛生意識向上の取組	15

I 県南家畜保健衛生所の概要

1 沿革

昭和26年 3月31日	栃木県栃木家畜保健衛生所を栃木市片柳町に設置した。
昭和41年 4月 1日	機構改革により、栃木・田沼・足利家畜保健衛生所を統廃合し、栃木県栃木家畜保健衛生所とした。また、足利は出張所とした。
昭和43年 3月31日	栃木市箱森町22-27に新築移転した。
昭和46年 4月 1日	足利出張所を廃止し、家畜保健衛生所に検査課を設置した。
平成12年 4月 1日	農務部組織再編により、栃木県県南家畜保健衛生所に名称変更した。
平成20年12月15日	現在地に新築移転した。

2 所在地

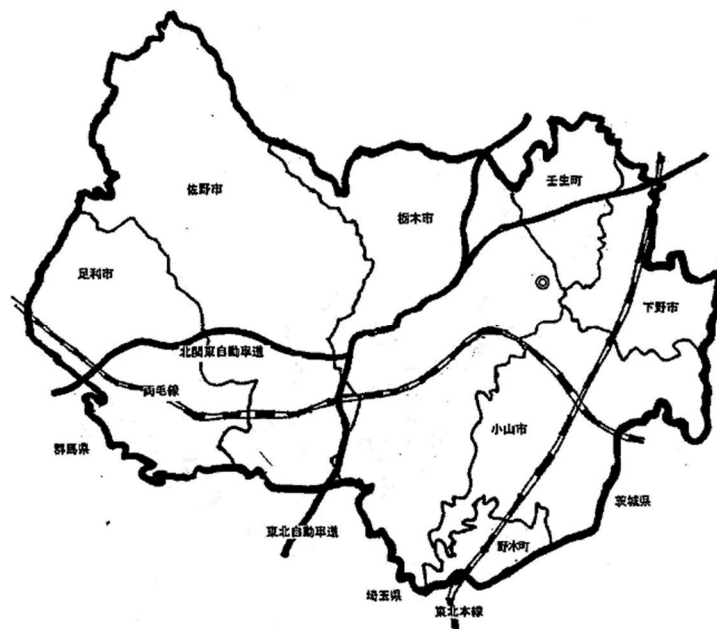
〒328-0002 栃木市惣社町1439-20

電話番号 0282-27-3611 F A X 0282-27-4144

交 通 東武宇都宮線野州大塚駅から南東に3 km

東北自動車道栃木 I C から東に9 km

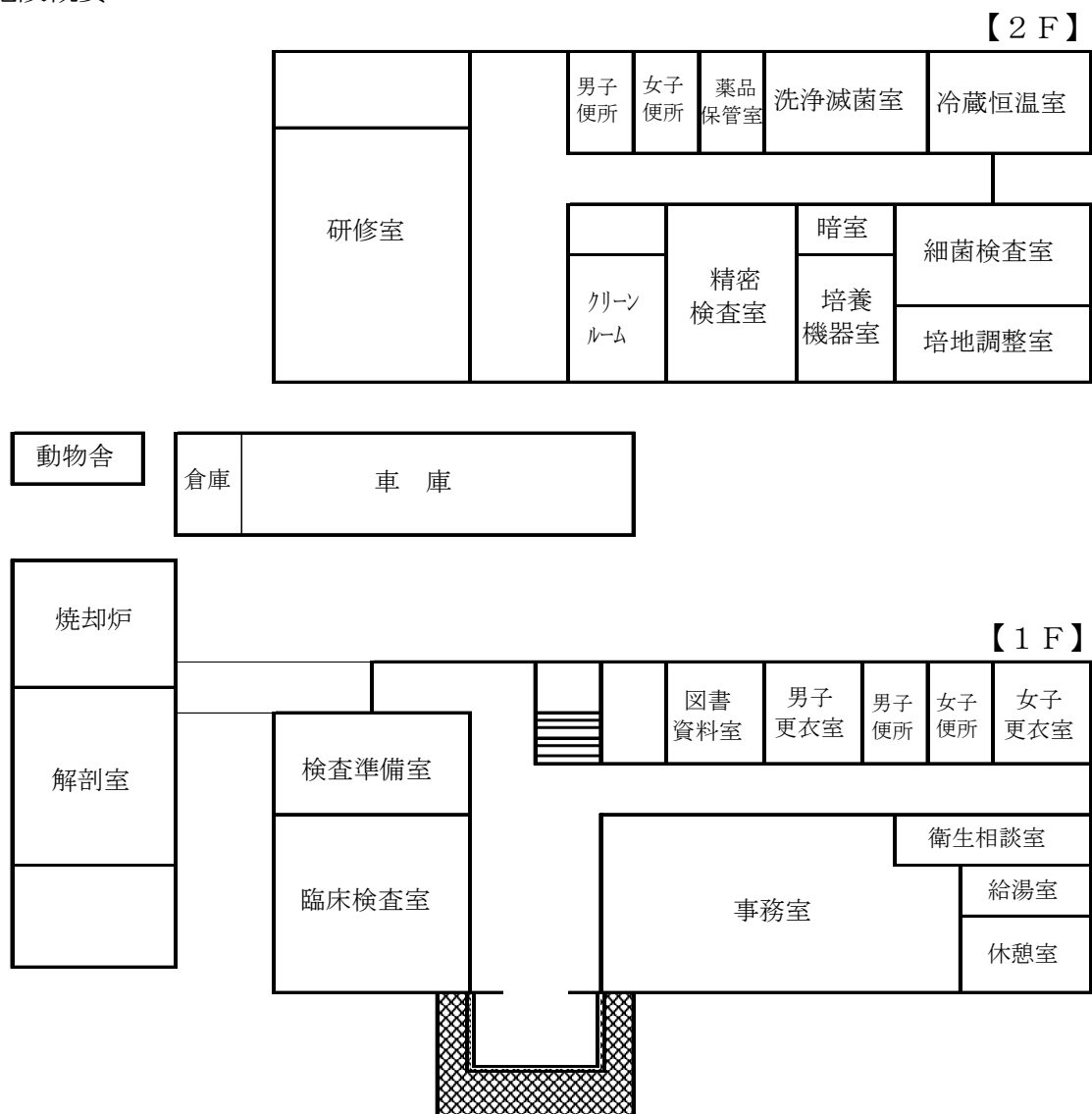
北関東自動車道都賀 I C から南に7 Km



管轄区域 栃木市、小山市、下野市、三芳町、野木町、足利市、佐野市

◎：県南家畜保健衛生所

3 施設概要



(1) 敷地面積：3,000 m²

(2) 施設面積

ア 本館：856.2 m²

(内訳)

【1 F】事務室：108.4 m ²	臨床検査室：59.1 m ²	検査準備室：32.1 m ²
衛生相談室：16.1 m ²	図書資料室：21.2 m ²	
【2 F】研修室：87.2 m ²	精密検査室：44.2 m ²	細菌検査室：32.2 m ²
培地調整室：20.0 m ²	培養機器室：23.6 m ²	暗室：6.7 m ²
クリーンルーム：22.6 m ²	薬品保管室：13.5 m ²	洗浄滅菌室：29.1 m ²
冷蔵恒温室：31.8 m ²		

イ 付属棟：202.3 m²

(内訳)

解剖室：55.9 m ²	焼却炉：42.3 m ²	動物舎：15.0 m ²	車庫：89.1 m ²
-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------

4 組織及び業務内容

所 長 山 口 修
所 長 補 佐 （ 総 括 ） 渡 邊 絵 里 子

	職 氏 名	主 な 業 務
防 疫 第 一 課	所長補佐(総括)兼 防疫第一課長 渡 邊 絵 里 子 副 主 幹 黒 川 由 美 子 副 主 幹 宇 佐 美 佳 秀 主 査 阿 部 祥 次 主 任 猿 山 由 美 主 任 小 宅 香 苗	家畜衛生の企画調整 家畜衛生の普及・啓発事務 家畜衛生の研修及び相談事務 特定家畜伝染病の防疫 慢性疾病等生産性低下疾病低減対策 (豚、鶏) 飼養衛生管理基準に基づく衛生指導 (豚、鶏) 畜産環境対策指導 畜産新技術の普及 家畜衛生関連情報整備対策 職員の服務 庶務全般
防 疫 第 二 課	所長補佐兼 防疫第二課長 矢 花 亜 弥 子 主 査 戸 崎 香 織 主 任 小 澤 優 子 技 師 佐 藤 政 人 家畜臨床検査員 鹿 野 治 子	家畜伝染病及び伝染性疾病的防疫 家畜伝染性疾病的検査及び予防指導 家畜の輸出入検査 家畜保健衛生上必要な調査、試験及び検査 慢性疾病等生産性低下疾病低減対策 (牛) 飼養衛生管理基準に基づく衛生指導 (牛、馬、特用家畜) 病性鑑定業務 家畜安全性確保対策 自衛防疫指導 動物薬事事務 獣医師及び獣医療事務 家畜人工授精、削蹄及び装蹄事務 家畜の共進会及び共励会

5 管内の概要

管内は、栃木県の南部に位置し、5市2町を管轄区域としている。東は茨城県、南は埼玉県、西は群馬県に隣接しており、県境を越える家畜及び畜産関係者の往来が盛んなことから、特に県境防疫に留意しながら事業の推進を図っている。

- (1) 酪農は、首都圏への市乳供給基地として歴史も古く順調に発展してきたが、最近の都市化、混住化、飼養者の高齢化が進むなかで飼養頭数は年々減少している。飼養頭数は2,076頭で県内の約4%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は51頭である。
- (2) 肉用牛は、栃木県を代表する肥育牛生産地域にあつて、飼養頭数は14,229頭で県内の約17%を占め、1戸当たりの平均飼養頭数は148頭で、黒毛和種及び交雑種肥育牛等の多頭化・集団飼育が行われている。
- (3) 養豚は、飼養頭数は33,129頭で県内の約10%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は895頭と県平均の半分以下であり、企業体をとらない中規模経営農家がほとんどである。
- (4) 養鶏は、飼養戸数は県内の約33.6%、飼養羽数は約4.0%であり、中規模（100羽以上）採卵鶏16戸の1戸当たりの平均飼養羽数は14,109羽であり、肉用鶏3戸の1戸当たりの平均飼養羽数は19,400羽である。一部には大規模企業経営もあるが、多くは個人による兼業農家であり、特殊卵の産直販売や、農産物直売所での販売等の経営戦略をとっている養鶏農家が多い。
- (5) 馬は、乗馬クラブを中心に14戸307頭が飼養されている。
- (6) 養蜂は、72戸2,086群が採蜜やいちごの受粉用として飼養されている。

II 令和6(2024)年度事業実施状況

畜産経営の安定と健全な発展のためには、家畜衛生対策が基本となる。最近における畜産の大型化、構造の質的变化及び消費者の食品への安全志向の高まりに対応した各種家畜衛生事業が要望されている。また、飼料等の輸入増大や国際化の伸展に伴う海外悪性伝染病の侵入機会の増加等、家畜衛生に対する需要及び要請は益々増加傾向にある。

このような畜産情勢を背景とし、家畜保健衛生所は家畜防疫対策事業を中心に、畜産情勢の変化に適切に対応しながら各種指導事業等を推進している。

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法を積極的に運用し、県、市町、開業獣医師、各種畜産団体や家畜飼養者の協力を得て、総合的に家畜防疫を推進している。特に家畜の伝染性疾病の発生予防については、管内各市町の自衛防疫団体の協力により事業を推進している。

一方、家畜の伝染病や伝染性疾病の予防とまん延防止のために検診、検査及び病性鑑定を実施している。

(1) 令和6(2024)年度予防事業成績

(ア) 牛のヨーネ病：安全な生乳及び食肉等の生産並びに当該伝染病の清浄度の維持を図るため検査を実施した。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザ：本病発生を早期発見するために、監視に重点をおき、抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。また、飼養衛生管理の指導・徹底及び異常鶏の早期通報を指導した。

(ウ)腐蛆病：養蜂業者及び施設園芸における授粉用の蜂群について、本病の検査を実施した（西洋蜜蜂のみ）。

(エ)豚熱：本病の防疫対策は、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、平成18年4月以降、全国的にワクチンを使用しない防疫措置に移行した。しかし、平成30年9月に岐阜県において26年ぶりに豚熱が発生しその後発生が拡大したことから、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき都道府県区域を限定しての豚熱ワクチンの予防的接種が開始された。令和2年2月17日、栃木県においても養豚場を対象とした豚熱ワクチン接種が開始された。以前は、豚コレラの名称であったが豚熱に改められ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき発生予防及びまん延防止対策を進めている。

○ 家畜伝染病予防事業実績（頭羽群数）

事業名		実績	検査結果			備考
			－	±	＋	
検査	ヨーネ病	614	614			告示 613
	高病原性鳥インフルエンザ	220	220			告示 220
	腐蛆病	1,355	1,355			告示 1,336
注射	豚熱	82,042				告示 82,042

(2)牛寄生虫検査成績

牛寄生虫による放牧予定牛の損耗等を防止する目的で、ピロプラズマ症の検査を実施した。

検査戸数	検査頭数	陽性頭数
8	80	3

(3) 放牧牛衛生検査成績

2つの放牧場（野田町放牧場および奥戸放牧場）がありますが、現在は休牧中です。

(4) 豚熱検査成績

清浄性の維持確認を目的に管内養豚農家全戸について、当該指針に基づく立入検査を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び抗体保有状況調査も実施した。

○ ELISA法検査

検査頭数	判定結果		
	－	±	＋
1, 508	397	137	974

臨床検査において、特に異状は認められなかった。

(5) 慢性疾病検査成績

地方病性牛伝染性リンパ腫(EBL)、牛ウイルス性下痢(BVD)、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)について必要な検査、対策指導を実施した。

検査名	検査頭数	判定結果	
		－	＋
EBL	1, 356	1, 053	303
BVD	657	657	0
PRRS	921	322	599

(6)各種抗体検査成績

ア アルボウイルス感染症抗体調査

アカバネ病について、3戸の農家を選定し、流行状況を調査した。

		検査成績・抗体価（頭数）							
採血月		6 月		8 月		9 月		11 月	
戸数	頭数	<2	2≦	<2	2≦	<2	2≦	<2	2≦
3	9	9	0	9	0	9	0	9	0

イ オーエスキー病（野外ウイルス抗体識別）検査

本病については、栃木県豚オーエスキー病防疫対策実施要領に基づき清浄性確認検査を実施した。

	検査数	陽性数	陽性率
戸 数	14	0	0
頭 数	206	0	0

ウ ニューカッスル病(ND)抗体検査

検査 頭数	HI抗体価										
	<2	2	4	8	16	32	64	128	256	512	1024≦
230	7	4	2	7	10	16	27	35	46	39	37

(7)その他検査

ア 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥の検査

管内8件23羽を検査し、全羽陰性を確認した。

イ 豚熱発生に伴う野生動物の感染確認検査

平成30(2018)年9月9日に岐阜県で豚熱の発生が確認されたことを踏まえ、野生動物担当部局と連携し、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査を実施した。管内で478頭（死亡イノシシ43頭、捕獲イノシシ435頭）の検査を実施し、1頭の陽性を確認した。

(8)病性鑑定

今年度の病性鑑定では、15件、28頭羽群について実施した。肉用牛でマイコプラズマ肺炎及び牛パスツレラ症、豚で豚マイコプラズマ病及びグレーサー病、蜜蜂でチョーク病が認められた。

表) 病性鑑定実施結果の内訳

畜 種	診断疾病名	件 数	頭羽群数	備 考
乳 用 牛	牛コクシジウム病	1	1	
	小 計	1	1	
肉 用 牛	マイコプラズマ肺炎及び 牛パスツレラ症	1	1	
	牛パスツレラ症	1	1	
	牛コクシジウム病	1	1	
	牛毛包虫症	1	2	
	尿石症	1	1	
	その他	4	10	
	小 計	9	16	
豚	豚マイコプラズマ病	1	1	豚熱陰性
	豚マイコプラズマ病及び グレーサー病	(1)	2	豚熱陰性
	小 計	1	3	
鶏	その他	1	3	HPAI陰性
	小 計	1	3	
その他の動物	硝酸塩中毒 (山羊)	1	3	
	尿石症 (山羊)	1	1	
	チョーク病 (蜜蜂)	1	1	届出
	小 計	3	5	
合 計		15	28	

(9)家畜自衛防疫指導事業

(公社) 栃木県畜産協会と連携して、管内各市町の自衛防疫団体が実施している各種予防注射事業等の指導と衛生技術・情報の普及・啓発を行った。

(10)管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況

1 家畜伝染病

(頭羽群数)

病 名	28 年	29 年	30 年	31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
結 核 (牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症 (牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨ ー ネ 病 (牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炭 疽 (牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	3
家きんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病 (鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐 蛆 病 (蜜蜂)	0	1	1	0	0	0	0	0	0

2 届出伝染病

(頭羽群数)

病 名	28 年	29 年	30 年	31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
牛ウイルス性下痢	0	0	0	0	0	0	0	1	0
アカバネ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛伝染性リンパ腫	2	1	1	0	0	14	4	1	0
牛サルモネラ症	0	0	3	0	0	0	0	0	0
オーエスキ病 (豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚繁殖・呼吸障害症候群	0	0	0	0	0	2	0	0	0
豚流行性下痢	0	1	0	0	0	0	0	0	0
鶏白血病	0	0	0	0	0	2	0	0	0
伝染性ファブリキウス嚢病	0	0	0	0	0	1	0	0	0
鶏伝染性喉頭気管炎	0	2	0	0	0	0	0	0	0
マレック病 (鶏)	0	0	0	1	0	0	0	0	0
鶏 痘	0	0	0	0	1	2	0	0	0
アカリンドニ症 (蜜蜂)	2	0	1	0	0	2	0	1	0
バロア病 (蜜蜂)	0	0	0	1	0	0	0	0	0
チョーク病 (蜜蜂)	0	0	0	0	0	0	0	0	1

2 家畜衛生対策事業

各種疾病による家畜の損耗防止と生産性向上を図り、消費者への安全・安心な畜産物の提供並びに健全な畜産振興に資するため、家畜保健衛生所が中心になって、会議の開催、情報の収集と広報、農家への指導及び各種検査を実施します。

事業名	事業目的・内容	令和6(2024)年度実績
ア 監視体制整備強化事業		
家畜衛生関連 情報整備	畜産農家からの情報や病性鑑定成績等を基に、家畜衛生対策及び疾病発生情報を収集分析し、農家等関係者へ情報を提供します。	情報の収集（農家数）：15戸 家畜衛生情報提供：41件 （CSF、FMD、HPAI等） 情報提供対象農家：約330戸
精度管理の適切な実施	各種疾病検査に使用する検査機器の校正を行います。	マイクロプレートウォッシャー マイクロプレートリーダー
イ 家畜の伝染性疾病の発生予防事業		
飼養衛生管理の改善・向上の指導	管内生産者の飼養衛生管理基準遵守を徹底するため、関係機関等と連携を諮る事を目的に会議や講習会を開催するとともに、当該農場の巡回・指導を行います。	指導実施農場数 牛44戸、豚32戸、鶏33戸、馬2戸、めん羊・山羊23戸 畜産担当者会議 開催回数：1回(31名) めん羊・山羊の飼養管理に関する講習会 開催回数：1回(16名)
ウ 家畜の伝染性疾病のまん延防止事業		
まん延防止円滑化対策	広域に影響を及ぼす家畜伝染病（CSF、FMD、HPAI等）の発生時に、迅速な情報の収集・提供が行える防疫体制を確立するため、関係市町及び地域関係者との連絡体制を強化します。	特定家畜伝染病連絡協議会等 開催回数：3回(113名) 地域オーエスキー病防疫協議会 開催回数：1回(16名)
家畜生産性低下疾病低減事業	経済的損失の大きい家畜の慢性疾病等について、その発生動向を把握するため各種調査・検査を実施し、疾病防除マニュアルの検討、飼養衛生管理の指導等を行います。	牛（毛包虫症）：1戸(126頭) 〔疾病発生状況、寄生虫検査、衛生管理状況、死廃状況等〕

事業名	事業目的・内容	令和6(2024)年度実績
エ 畜産物安全性向上対策事業		
生産衛生管理体制整備事業 (農場 HACCP)	モデル地域において HACCP 方式による家畜衛生管理状況の定期的な点検及び病原微生物のモニタリングを実施し、農場の衛生管理方法の改善指導を行います。また、同方式による衛生管理方式の普及・定着を図ります。	○実施畜種(戸数) 肉用牛 (2 戸) ○調査項目 注射針の混入・抗生物質の残留
動物用医薬品危機管理対策事業	(ア)動物用医薬品適正使用実態調査 動物用医薬品使用者に対し、畜産物への残留防止を図るために、使用状況等の実態調査を実施します。	○実施戸数 牛2戸、豚2戸 ○調査結果 問題なし



◎めん羊・山羊の飼養管理に関する講習会の風景

3 動物薬事監視業務

(1) 製造販売業者

(令和7年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	1
動 物 用 医 療 機 器	3	0	1
計	4	0	2

(2) 製造業者

(令和7年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	1
動 物 用 医 療 機 器	5	1	1
計	6	1	2

(3) 店舗販売業者及び許可業務

(令和7年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
店 舗 販 売 業	1	0	0
卸 売 販 売 業	7	0	0
特 例 店 舗 販 売 業	73	3	4
計	81	3	4

(4) 医療機器販売業者及び許可・届出業務

(令和7年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 (届 出) の 種 類	
		新 規	更 新
高度管理医療機器販売・貸与業 【許可制】	3	0	0
管理医療機器販売業【届出制】 (高度管理医療機器販売業兼務)	5 (1)	0	
計	8 (1)	0	0

(5) 薬事監視指導

動物用医薬品等の製造から流通・販売の過程において、法令の趣旨を周知徹底し、これを遵守させることによって、動物用医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図り、適切な動物用医薬品等の供給に寄与するために監視指導を実施した。

(令和7年3月31日現在)

区 分	検査件数	指 導 内 容 (措 置) 等
立 入 検 査	23	事項変更の届出、医薬品の適正管理

4 その他の事業

(1) 診療施設立入調査・指導

管内の飼育動物診療施設に対し、獣医療の適正確保を目的に獣医師法、獣医療法、医薬品及び医療器機等法（旧薬事法）に基づき立入調査を実施した。

(令和7年3月31日現在)

診療施設数	検査件数	指 導 内 容
74	16	劇毒物の適正保管、変更事項の速やかな届出等

(2) 家畜人工授精所立入調査

管内の家畜人工授精所、家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜人工授精業務の適正確保を目的に家畜改良増殖法に基づき立入調査を実施した。

(令和7年3月31日現在)

区 分	施設数	検査件数	指 導 内 容
対 象	12	6	証明書等の適正記録

1 管内めん羊及び山羊飼養者に対する飼養衛生管理の理解向上への取組

県南家畜保健衛生所

○小澤優子、戸崎香織、矢花亜弥子

【はじめに】近年、愛玩や除草目的での山羊の飼養が全国的に流行し、管内でも飼養戸数及び頭数が増加し、死亡畜の伝達性海綿状脳症（TSE）サーベイランス件数も増えている。昨年、管内めん羊繁殖農場で捻転胃虫症による死亡事例が連続して発生し、飼養者の衛生管理や疾病の理解及び認識不足の実情が判明した。そこで、管内めん羊・山羊飼養者に対し飼養衛生管理の理解向上を目的とした取組を実施したので、その概要を報告する。

【めん羊繁殖農場に対する指導】令和5年10月～令和6年10月に糞便を材料とした寄生虫検査を3回実施した。管理獣医師を交えて衛生対策及び投薬方法を指導し、放牧計画を見直した。結果、令和6年度は前年度と比較して事故が低減し、繁殖成績が向上した。

【管内飼養者に対する取組】①疾病発生状況調査：平成30年4月～令和6年12月に当所に搬入されためん羊・山羊106頭について、病性鑑定及びTSEサーベイランス時に得られた情報から主な死因を調査した。捻転胃虫症18%、脳脊髄糸状虫症12%、事故9%、中毒7%と疾病予防の認識不足や管理失宜に起因するものが大半を占め、約半数は不明であった。②アンケート調査：管内飼養者63戸に飼養衛生管理や疾病に関するアンケート調査を実施し、35戸から回答を得た。その結果、34.3%は飼養に関する知識に不安を持っていた。また68.6%は飼養衛生管理基準の理解ありと回答する一方、17.1%は理解せずと回答した。代表疾病の認知度は、脳脊髄糸状虫症74.3%、口蹄疫65.7%で高く、捻転胃虫症及びTSE37.1%、急性鼓脹症31.4%で低かった。③講習会開催：診療獣医師の協力を得て飼養者向け講習会を開催したところ16名の参加があった。各調査で得られた課題を中心とし、飼養衛生管理基準を主とした法令遵守や疾病予防について解説した。講習会後の参加者アンケートで内容理解度を5段階評価で聴取したところ、法令遵守に関する講義は4.6、疾病予防に関する講義は4.8と高く、定期開催してほしい等の好意的な声が多かった。

【まとめと今後の展望】これまで、愛玩目的が多数を占めるめん羊・山羊飼養者については他畜種ほど深く具体的な衛生指導には至っていなかった。今回初めてめん羊・山羊に特化した講習会を開催したことで、飼養者の飼養衛生管理等への理解及び意欲が向上し、飼養者と家保、診療獣医師の三者の距離が縮まり、飼養者間のネットワーク形成に寄与できた。一方、めん羊・山羊の飼養に関しては臨床獣医師の不足、指導者側の専門知識の不足、寄せられる相談内容の多様化など家保にとって様々な課題がある中、職員には一定の知識やスキルが求められる。今後、本取組の内容を活用し、職員のスキルアップや業務効率化、臨床獣医師との連携を強化しながら飼養者のさらなる理解醸成に繋げていきたい。

2 畜産農家における外国人従業員の業務実態調査と衛生意識向上の取組

県南家畜保健衛生所

○猿山由美、小宅香苗、渡邊絵里子

【はじめに】これまで特定家畜伝染病対策として飼養衛生管理基準遵守指導を強化してきたが、主な指導対象は畜主であり、近年増加している外国人従業員（以下、外国人）が衛生管理や家畜疾病をどの程度理解しているかは把握できていなかった。そこで外国人に関する業務実態調査を行い、課題を洗い出し、外国人を含めた農場全体の衛生意識向上に取り組んだので、その概要を報告する。

【業務実態調査と課題】調査 1：県内の牛、豚及び鶏農家における外国人の雇用人数及び国籍を調査したところ、100 戸計 375 名を雇用しており、最も多い農家では 30 名を雇用していた。国籍は 10 か国以上で、インドネシア、タイ及びベトナムが 60%を占め、養豚場での雇用が多かった。調査 2：外国人を雇用している管内の畜主を対象に、コミュニケーションの取り方、作業内容、衛生指導等について聞き取りをしたところ、翻訳ツールや LINE 等を活用し簡単なコミュニケーションや単純な農場作業の指示はできていたが、衛生管理や家畜疾病はあまり共有できていなかった。調査 3：管内養豚場 4 戸の外国人 6 名に、飼養衛生管理基準及び豚疾病の理解度等について聞き取りをしたところ、4 名が飼養衛生管理基準の内容と豚熱を知らないと回答した。

【指導】指導 1：得られた課題を中心に各養豚場で外国人向けの勉強会を開催した。最初に飼養衛生管理基準や豚熱に関する YouTube を外国語翻訳字幕付きで視聴して理解醸成を図った。次に衛生管理の 3 原則「持ち込まない、拡げない、持ち出さない」と豚熱及びアフリカ豚熱について、翻訳ツールを活用して作成した簡潔な外国語オリジナルテキストで説明した。指導 2：長靴衣類の交換、手指消毒及び野生動物侵入防止について、イラストと外国語表記の一目でわかる標識を作成し、必要な場所に掲示し注意喚起を促した。

【指導結果】勉強会に出席した外国人のアンケートでは、飼養衛生管理基準、豚熱及びアフリカ豚熱の理解が深まった、今後の仕事に役立つ、母国語なので内容が良くわかったという回答が得られた。掲示した標識について継続して実行可能か確認したところ、前向きな反応が見られ衛生意識向上が確認された。さらに今回の取組は畜主からも好評であった。

【成果と展望】翻訳ツールや YouTube の活用は簡便に多言語に対応でき短時間でも外国人に衛生指導が可能で、外国語標識の掲示は視覚的に注意喚起出来るため特に有効であった。今回の取組を県内他家保にも共有し、当所で作成した外国語標識を農場に合わせた言語で提供している。今後も継続的な取組として、新規雇用の外国人を対象にした勉強会を開催し、飼養衛生管理基準遵守のさらなる徹底を目指していきたい。

栃木県県南家畜保健衛生所

令和 6(2024) 年度事業概要

令和 7(2025) 年 4 月

◇編集発行◇

栃木県

〒328-0002

栃木県栃木市惣社町 1439-20

(惣社東産業団地内)

栃木県県南家畜保健衛生所

TEL 0282-27-3611 FAX 0282-27-4144

県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

栃木県県南家畜保健衛生所ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g67/index.html>

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

